

西都市重度障害者の医療費助成に関する条例

昭和58年3月29日

西都市条例第2号

改正 昭和59年12月24日条例第34号

昭和61年12月22日条例第23号

平成8年6月28日条例第21号

平成11年3月31日条例第6号

平成12年12月22日条例第37号

平成17年3月31日条例第7号

平成18年3月23日条例第9号

(題名改称)

平成18年6月26日条例第22号

平成18年9月29日条例第28号

平成24年3月22日条例第6号

平成24年12月25日条例第35号

西都市重度心身障害者等の医療費助成に関する条例(昭和50年西都市条例第7号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成18年条例9号〕)

(用語の定義)

第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級であるもの
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害があると判定された者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その級別が3級で、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において中度の知的障害があると判定されたもの

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

3 この条例において「保険給付等」とは、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者又は組合員に対する療養の給付、療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費(社会保険各法に規定するこれらの保険給付のそれぞれ被扶養者に関する給付を含む。)をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、保険給付等を受ける者が保険給付等の対象となる診療の範囲内において負担すべき額をいう。

5 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいい、2以上の診療科を有する医療機関にあっては、診療科名を異にする診療科ごとにそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

(一部改正〔昭和59年条例34号・平成8年21号・11年6号・12年37号・18年9号・28号・20年11号〕)

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項及び第4項並びに附則第18条第2項の規定により、本市が支給決定を行う重度障害者については、第2号から第4号まで)に該当する重度障害者であって市長が発行する重度障害者医療費受給資格者証を有するものとする。

(1) 本市の区域内に住所を有すること。

(2) 社会保険各法の規定による被保険者若しくはその被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)その他法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けていない者であること。

(4) 重度障害者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療費については、前々年の所得。以下同じ。)が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に

関する政令(昭和61年政令第54号)第52条第1項の規定により読み替えられる旧国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧令」という。)第6条の4第1項に規定する額以下であり、かつ、重度障害者の配偶者の前年の所得又は重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度障害者の生計を維持するものの前年の所得が旧令第5条の4第2項に規定する額未満であること。

(一部改正〔昭和61年条例23号・平成11年6号・18年9号・28号・20年11号・24年6号・35号〕)

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が重度障害者に係る保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額(社会保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額)から1,000円を控除した額を助成するものとする。

(一部改正〔平成8年条例21号・18年9号〕)

(助成の方法)

第5条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づいて行うものとする。

2 市長は、1月を単位として助成額を決定し、前項の申請を行った者に支給するものとする。

3 保険医療機関等への入院に係る医療費の助成については、前2項の規定にかかわらず、当該入院に係る一部負担金の額(社会保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額)から1,000円を控除した額を市長が当該保険医療機関等に支払うことにより行うことができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 助成対象者が1月に複数の保険医療機関等へ入院した場合における医療費の助成については、前3項の規定にかかわらず、それぞれ入院に係る一部負担金の額(社会保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額)から1,000円を控除した額を市長がそれぞれの保険医療機関等に支払うとともに、当該助成対象者の申請に基づき、当該助成対象者が1月に入院した保険医療機関等の数より1を減じた数に1,000円を乗じて得た額を市長が当該申請を行った者に支給することにより行うことができる。

5 第1項の申請は、助成対象者が保険給付等を受けた月の翌月から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。

(一部改正〔平成17年条例7号・18年22号〕)

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により、第4条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、支給事由が第三者の加害行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償の支給を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月24日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の西都市重度心身障害者等の医療費助成に関する条例の規定は、昭和61年8月1日から適用する。

附 則(平成8年6月28日条例第21号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の西都市重度心身障害者等の医療費助成に関する条例の規定は、平成8年4月以後の月分の医療費の助成について適用し、同月前の月分の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年2月1日以前に行われた医療に係る一部負担金については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第9号）

改正 平成18年6月26日条例第22号

（施行期日）

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

（一部改正〔平成18年条例22号〕）

（経過措置）

2 改正後の西都市重度障害者の医療費助成に関する条例の規定は、平成18年8月以後の月分の入院に係る医療費の助成について適用し、同月前の月分の入院に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（一部改正〔平成18年条例22号〕）

附 則（平成18年6月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第35号抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。